

船舶産業取引適正化ガイドライン

背景・目的

- 令和3年12月に閣議了解された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を踏まえ、船舶産業における適正な取引を推進するため、国交省としてガイドラインを策定。

ガイドラインの構成

- はじめに
- ガイドラインの対象とする船舶産業事業者
- ガイドラインの対象となる取引
- 親事業者の行うべき義務
- 親事業者の禁止行為
- 立入検査・改善勧告・罰則等
- 下請法が適用されない取引に対する独禁法の適用
- その他下請取引において留意すべき事項
- 海運事業者と船舶産業事業者との協力
- 望ましい取引慣行
- ガイドラインの周知

海事クラスターの中核を構成する海運業・造船業・船用工業の間において、「お互いを(中略) **パートナーとして再認識すること**」「課題・目標を共有した上で(中略)十分協議の上、**品質向上活動やコスト低減活動を一体となって行うこと**」「**成果を(中略)適切にシェアすること**」等が重要であり**相互信頼関係の一層の強化並びにサプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現**に努めていくことが望まれる旨を記載。

「支払い期限を定める義務」、「書面の交付義務」、「遅延利息の支払義務」、「書面の作成・保存義務」を**親事業者の行うべき4つの義務**として規定。

「下請代金の減額の禁止」、「**買ったたきの禁止**※」など**11項目の禁止行為**を記載
 ※ 該当例: 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の**取引価格への反映の必要性**について、価格の交渉の場において**明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと**

下請法が適用されない場合でも、「**優越的地位の濫用**」に該当する**可能性**があることを記載。(濫用行為の例: **取引の対価の一方的決定**)

「新造船の船価の決定に当たっては、(中略)海運事業者及び船舶産業事業者間の協議の下、**原材料費等のコストを適切に反映した適正な船価の設定に努めることが望まれる**」ことや「船舶産業や海運業は、(中略)公正な国際競争環境の確立に向け、官民連携して取組を行っていくべき」こと等を記載。

業界団体は「構成各社の取組状況について定期的に把握」すること、「**業界全体として適正取引を推進**」していくことが必要であることや、「国土交通省等の行政機関が**定期的にフォローアップ**」を行うこと、「必要に応じて**ガイドラインの改訂**」等を行うことを記載。